

高額医療・高額介護合算制度

この制度は、同一世帯で医療費と介護サービス費の両方を支払った場合に、世帯の負担を軽減する制度です。これまでも、医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度等）や介護保険では月単位で世帯限度額を超えた額を支給していましたが、平成20年4月からは、同じ世帯で医療費と介護サービス費の年間の自己負担額を合算して、定められた年額の自己負担限度額を超える額を申請により支給します。

（例）夫・妻ともに同じ医療保険加入（70歳以上）住民税課税（一般世帯）の場合

【これまでは】 年間 夫の自己負担額：医療費40万円
妻の自己負担額：介護サービス費30万円 世帯の負担額 70万円

【これからは】 自己負担限度額は56万円となり、70万円－56万円＝14万円が申請により支給され世帯の負担額は56万円になります。

①平成21年7月31日現在、山武市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している。

いいえ

・死亡・転居・他医療保険加入などにより、山武市国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格を喪失された場合でも対象となる場合がありますのでお問合せください。
・協会けんぽ、共済組合等に加入の方は高齢者福祉課介護保険係にて介護保険分の「自己負担額証明書」を発行いたしますので受領後、平成21年7月31日現在加入していた医療保険窓口へ提出ください。

はい

②世帯で医療・介護保険の両方に自己負担額がある。
（平成20年4月～21年7月）

いいえ

高額医療・高額介護合算の対象にはなりません。

はい

12ヶ月計算

③算定基準：平成20年8月～21年7月(12ヶ月)の期間で、山武市国民健康保険・後期高齢者医療制度と介護保険での自己負担額を合計し、下記の自己負担金限度額を超える額を支給します。

区分	自己負担金限度額		
	75歳以上	70～74歳	70歳未満
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
非課税世帯	I	31万円	34万円
	II	19万円	

いずれか多い額が支給されます。

16ヶ月計算(今年度のみ措置です)

④算定基準：平成20年4月～21年7月(16ヶ月)の期間で、山武市国民健康保険・後期高齢者医療制度と介護保険での自己負担額を合計し、下記の自己負担金限度額を超える額を支給します。

区分	自己負担金限度額		
	75歳以上	70～74歳	70歳未満
現役並み所得者	89万円	89万円	168万円
一般	75万円	75万円	89万円
非課税世帯	I	41万円	45万円
	II	25万円	

- ・平成21年7月31日現在で同一世帯であっても加入している医療保険が違う場合は合算できません。
- ・高額療養費や高額介護サービス費などで補てんされた金額は、合算されません。
- ・70歳未満の方の医療費は、1ヶ月に21,000円以上の自己負担金が高算対象となります。（入院・外来別）
- ・算定の結果支給額が500円以下の場合には支給されません。

⑤申請窓口

対象者	申請窓口
平成21年7月31日現在で後期高齢者医療制度(山武市に住民登録)に加入していた方	該当される方には案内文の送付を予定しています。市民課高齢者医療年金係へ申請してください。(山武市の介護保険自己負担額証明書は不要)
平成21年7月31日現在で山武市国民健康保険に加入していた方	該当される方には案内文の送付を予定しています。市民課国民健康保険係へ申請してください。(山武市の介護保険自己負担額証明書は不要)
平成21年7月31日現在で上記以外の医療保険に加入していた方	加入している医療保険へ介護保険自己負担額証明書を添付して申請してください。介護保険自己負担額証明書は高齢者福祉課介護保険係へ交付申請してください。

○申請手続きについての留意点

平成20年4月から平成21年7月末の間に

(1) 医療保険や介護保険に異動があった方 (2) 住所変更をした方(市内転居を除く。)

については、該当する場合でも案内文をお届けすることができませんので、加入していた医療保険の保険者や住所変更前の市町村から「自己負担額証明書」の交付を受け、平成21年7月31日現在、加入していた医療保険の保険者へ申請手続きをしてください。ただし、山武市国民健康保険から後期高齢者医療制度に異動された方は「自己負担額証明書」は必要ありません。

問 市民課 高齢者医療年金係 ☎(80) 1142
市民課 国民健康保険係 ☎(80) 1143

高齢者福祉課 介護保険係 ☎0479 (80) 8373